# ○議事日程

令和3年12月6日(月) 第2日

第2	議案第51号	岐南町行政手続における押印等の見直しに伴う関係
		条例の整備に関する条例について

第3 議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に ついて

第4 議案第53号 岐南町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について

第5 議案第54号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ いて

第6 議案第55号 令和3年度岐南町一般会計補正予算について

ついて

第7 議案第56号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算に

第8 議案第57号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

			/\					
○山库業具	1.0	Þ						
○出席議員	1 0	名						
	1	番		長名	川名		淳	君
	2	番		村	山	博	司	君
	3	番		松	本	暁	大	君
	4	番		三	宅	祐	司	君
	5	番		後	藤	友	紀	君
	6	番		松	原	浩	<u> </u>	君
	7	番		櫻	井		明	君
	8	番		渡	邉	憲	司	君
	9	番		木	下	美泽	丰子	君
	1 0	番		岩	田	晴	義	君
			<b>~</b>					

○欠席議員 な し

**---**◇-○説明のため出席した者の職氏名 町 長 小島英雄君 町 坂 口 正 君 副 長 野 原 弘 康 君 教 育 長 者 井上哲也君 会 計 管 理 総 務部 長 傍 島 敬 隆 君 三 輪 学 君 合 政 策 部 長 総 長 小関久志君 祉 部 福 土 木 部 長 安田 悟 君 長 民 部 堀場康伸君 住 記 野 雅 之 君 総 務 課 長 長 服部貴司君 財 政 課 総合政策 長 摂田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一 書 記 渡 邉 二志夫

 $--\diamond-$ 

# 開議

午前10時 開議

○議長(松原浩二君) ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

**→** 

第1 会議録署名議員の指名について

○議長(松原浩二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番 松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。

第2 議案第51号

○議長(松原浩二君) 日程第2、議案第51号 岐南町行政手続における押印等の見直 しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

## (議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番(後藤友紀君) おはようございます。5番議員の後藤でございます。議案第5 1号について質疑させていただきます。

議案第51号の条例整備の根拠となる総務省自治行政局長通知第169号の文章では、 行政手続による書面主義・押印原則・対面主義に関する官民の規制や制度や慣行の見 直しは、コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、行政サービスの効率的、効 果的な提供に資するものであるとし、積極的に取り組むよう通知がなされています。

この中で押印原則に対して、押印等の見直しを行うこと以外に、書面主義の見直しとしてオンライン手続についての入力事項の簡素化、標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化、ワンストップ化、入力支援機能の充実等の見直しを行い、オンライン利用率の引き上げを図ること。オンライン手続が提供されていない場合は、今後真に利用者に使われる手続となるよう利用者目線に立った効率的な仕組みを早急に構築する。つまりオンライン手続を早急に整備するなど制度的対応が示されています。また、対面主義の見直しについても積極的なオンライン対応が求められています。

今回の押印原則についての条例整備に伴い、整備の概要として書面主義の見直しや 対面主義の見直しについては具体的な記載はありませんでしたが、この見直しについ ての今後の方針を伺います。

- ○議長(松原浩二君) 傍島敬隆総務部長。
- ○総務部長(傍島敬隆君) 後藤議員の議案第51号 岐南町行政手続における押印等の 見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてのご質疑、この条例整備に伴い書 面主義や対面主義の見直しについての今後の方針についてお答えいたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機として、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、総務省自治行政局長通知により、各地方公共団体において行政手続のオンライン化や書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うよう求められたことに伴い、当町においても町の例規集に掲載されております条例や規則、要綱等について全て洗い出しをした結果、1,200弱の様式のうち900弱の様式につきまして押印を廃止していくものであります。

また、行政手続のオンライン化や対面手続の見直しにつきましては、現在町では子育て関係の手続では児童手当関係の手続として児童手当等の現況届など全10件、保育

関係の手続として保育施設等の利用申込みなど3件などなど15の手続においてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能でありますが、今回の条例整備等が整うことにより、さらに実施できる項目が格段に増えてまいりますので、各市町の事例も調査研究しながら、準備が整った事務あるいは事業から順次実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。
  - 7番 櫻井 明議員。
- ○7番(櫻井 明君) 7番 櫻井です。議長のお許しをいただきましたので、1項目 についてお尋ねいたします。

この条例は、2020年11月当時の河野太郎行政・規制改革担当相は、民間からの行政 手続約1万5,000種類の99%以上の手続で押印を廃止するとされました。実印・印鑑 証明による書類83種類以外の認め印は全て廃止するんだと発表されました。これを受 け、小田原市の調査結果を見れば、今年ですか、21年12月現在、押印書類の8割以上 で廃止し、今年度末で全て完了すると発表しております。

そこでお聞きします。当町の状況はどのようなものか。そして、当該条例により認め印、押印書類は全て完了すると理解しておりますが、これの完了年度をお分かりの範囲でお尋ねいたします。

以上です。

- ○議長(松原浩二君) 傍島敬隆総務部長。
- ○総務部長(傍島敬隆君) 櫻井議員の議案第51号 岐南町行政手続における押印等の 見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてのご質疑、幾つかございましたの で、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、この条例は、町の例規集に掲載されております全条例の中で押印等の規定のありました条例のうち見直しをすべきと判断した3つの条例について改正するものでございます。この見直しの基準といたしましては、大きく2つの視点から考えております。

まず1つ目としまして、国の法令等に基づいて町が実施する行政手続等、つまり印に関する法令情報や各省府から発出されるガイドライン、通知等の内容を踏まえ適切に対応いたします。

2つ目としまして、町が独自に実施する行政手続等でございます。こちらにつきましては、押印原則の見直し、署名の見直し、書面主義の見直し、対面手続の見直し、 町から町民に対して発出する文書への公印の見直し、内部手続の押印見直し、これら の点につきまして、それらの基準で見直した結果、今回は条例としましては、今回の3条例でございますが、参考までに申しますと、条例以外の規則や要綱等についても全て洗い出しをしておりますので、その結果、1,200弱の様式のうち900弱の様式につきまして押印を廃止していくものでございます。この廃止率といたしましては、おおむね75.4%ぐらいになろうかと思っております。

そして、この条例の施行日が来年の4月1日ということですので、条例以外の規則、 要綱等につきましても、4月1日に全て廃止できるように準備を整えておる次第でご ざいます。

以上です。

○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これを もって質疑を終結いたします。

これより討論を許します。討論はありませんか。

## (討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。 これより採決します。議案第51号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

# (賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第51号 岐南町行政手続に おける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり 可決されました。

\_\_\_\_*\\_*\_\_

#### 第3 議案第52号

○議長(松原浩二君) 日程第3、議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に 関する条例についてを議題とします。

# (議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、議案第52号について質 疑をいたします。

全員協議会の場でお話があって、ある程度のことは聞きましたが、他市町のほうで

今この条例を施行しているのは21市町あるわけですね。18が市で3が町、施行しているわけでございまして、その説明の中で過去の前例をもって言ったときに、うちの場合は管理監とか警察官など、こういうのを一時雇った経緯がありまして、管理監につきましても、どうしても任命権者の要するに政治的意向があるような形で任命されたというようなことで、35万円お払いしておったわけでございます。警察官のほうにつきましては、OBの方で手帳も返してしまって、警察官としての権力がない状態で中学校を、要するにそういう沈静化させようとした場合、どうしてもやっぱり怖くてやれないよというようなことで、結局は110番通報で現職の警官が来たというような前例でございます。

なぜこれを申し上げるかと申しますと、お話の中で弁護士ないしは警察官OB、そ ういう者を雇う、そしてまた今現在総務課のほうで消防署のほうからのOBの方が来 ておみえになられて非常に便利であると、いろいろ相談するにも便利であるというよ うなお話をいただいたことであります。しかし、条例は条例で半分の市町村が可決し ておるというのは何かあるんだろうというようなことで、第2条の件ですね、任命権 者云々どうのこうのといってあるわけでございますが、この第2条についてもっと厳 正にやはり皆様方に説明しなきゃならんのやないかなというふうに思いまして、例え ばこの一番最後のところに第11条、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定 めると、規則ね、施行規則で定めるというように書いてあって、その施行規則が我々 の手にはないわけであります。施行規則ですね。施行規則というのは、もうちょっと 詳しく、例えば他市町の件から説明いたしますと、第2条については、任命権者、要 するに町長は、この条例第2条ですね、規定に職員を選考により任期を定め採用する 場合には、性別そのほか選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実、要す るに気持ち的な人事を求める圧力、または働きかけ、そのほか不当な影響を受けるこ となく、選考される者については従事させようとする業務に必要とされる専門的知識、 経験または優れた職権の有無を、その者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴の 評定、そのほか客観的判定方法により公正に検証しなければならないという、そうい うようなことを選考基準でやっぱりある程度自分の気持ちだけで選考するわけにはい けないよという、そういう判定会とかそういうものをもって、そういう人を雇うこと ができるよということが必要ではないかなと思います。というのは、給料も37万から たしか50万円近かったと思いますけど、非常に高い給料をお払いされるわけでござい ますから、そこら辺も含めて総務部長にお伺いしたいんですが、今のほかの市町村の こと、21市町村、これ間違いないかということと、そして今の条例施行規則を出して ないもんで、それを出すのか出さないのか、それを含めての説明をよろしくお願い申

し上げたいと思います。

以上で質問を終わります。

- ○議長(松原浩二君) 傍島敬隆総務部長。
- ○総務部長(傍島敬隆君) 岩田議員の議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用 等に関する条例についてのご質疑にお答えいたします。

条例に関する施行規則といたしましては、今議員がおっしゃられましたとおり作成 しておりまして、同じく第2条に、おっしゃられましたように情実人事を求める圧力 または働きかけ云々ということは当然2条にうたってございます。

それと、県内のほかの市町ということで、今現在私どもがつかんでおるところでは、 議員がおっしゃられたように18の市、3つの町について条例が制定されております。

それで、先ほどの一番ご懸念してみえます政治的云々ということでございますが、 そちらにつきましては規則のほうの第2条でうたっております。その基になる国のほうの法律につきましても、人事院規則の任期付職員の採用及び給与の特例ということで、人事院規則につきましても第2条に同様の文が載っておりまして、情実人事を求める圧力または働きかけ、その他の不当な影響を受けることなく選考されるものについて従事させようとする、業務に必要とされる専門的な知識経験、または優れた識見の有無を、その者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定、その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとするというふうに、同様のことがうたってございますので、岐南町のほうの規則につきましても、岐南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則につきましても、同様に第2条でうたってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

[「施行規則、皆さんに出せますか」との声あり] [「お配りいたします」との声あり]

- ○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。
  - 5番 後藤友紀議員。
- ○5番(後藤友紀君) 5番議員の後藤でございます。議案第52号について質疑させていただきます。全部で4点。

1点目は、この条例は新規制定でございまして、今12月議会で上程されているため、 時期的に来年度の4月の任用に備えておられるのかなというふうに想定されるんです けれども、現在具体的に特定任期付職員が特に必要だと考えている専門分野はあるか、 お尋ねいたします。

2点目、この任期付職員の採用人数の上限はあるか、お尋ねいたします。

3点目、任期付職員については一定期間の採用であることからも目的をはっきりさせることや、事業に対しての成果が求められると考えるが、見解をお尋ねいたします。 最後に4点目、任期を終えられた後の再任用があるかどうかをお尋ねいたします。 以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松原浩二君) 傍島敬隆総務部長。
- ○総務部長(傍島敬隆君) まず始めに、先ほどの岩田議員のご質問で、規則を提出ということを言われましたので、提出させていただくんですけど、案という形で出させていただきたいと思っています。まだ条例が可決していませんので、案という形で提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について の後藤議員のご質疑に対してお答えいたします。

まず1つ目、現在具体的に特定任期付職員が特に必要だと考えている専門分野はあるかについてお答えいたします。

現在、当町といたしましては、弁護士等の高度な専門的知識を有する特定任期付職員につきましては、法律事務所に業務委託しておりますので、採用は考えておりません。

2つ目のご質疑ですが、任期付職員の採用人数の上限はあるかについてお答えいたします。

任期付職員の採用人数につきましては、この条例において特に規定はしておりませんが、公務の能率的運営を確保するために必要であるときに、目的を示して募集し採用いたしますので、それほど多くない人数、数人程度であろうというふうに考えております。

3つ目のご質疑、任期付職員については一定期間の採用であることからも、目的を はっきりさせることや、事業に対しての成果が求められると考えるが、見解はについ てお答えいたします。

デジタル社会の到来に伴い、デジタル人材は行政分野のみならず、民間企業においても全国的に不足しており、その需要ギャップは今後も拡大するとされております。このような状況の中で一つの例といたしまして、町においてDX(デジタルトランスフォーメーション)を迅速かつ確実に進めていくためには、経験や知識を有する人材を採用し、行政手続のオンライン化や手数料や使用料等の公金の納付方法の多様化などを推進し、事務の効率化や業務改善を進め、限られた資源で最大限の町民サービスが行える持続可能な行政運営の体制を構築していくことが必要であると考えております。

次に、4つ目のご質疑、任期を終えた後の再任用はあるかについてお答えいたします。

この条例は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」、この規定に基づいて制定しようとするものであります。その「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第6条第1項では、特定任期付職員及び一般任期付職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定めると規定されております。また、第7条第1項では、これらの職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができると規定されておりますので、任期を終えた後の再任用につきましては、基本的には考えておりませんが、採用した日から5年を超えない範囲内の場合のみ、再任用というよりは任期の更新ができるものと考えております。例えば、当初の採用が3年の契約であれば、採用した日から5年を超えない範囲内で、つまり2年の更新が可能であります。最大で5年ということでございます。そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これを もって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。 これにご異議ありませんか。

#### 〔「異議なし」との声あり〕

○議長(松原浩二君) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については、総務 住民常任委員会に付託いたします。

---

第4 議案第53号

○議長(松原浩二君) 日程第4、議案第53号 岐南町放置自動車の発生の防止及び適 正な処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号 岐南町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

## 〔「異議なし」との声あり〕

○議長(松原浩二君) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については、福祉 土木常任委員会に付託いたします。

-----

## 第5 議案第54号

○議長(松原浩二君) 日程第5、議案第54号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正 する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

# (質疑なし)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号 岐南町国民健康保険条 例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。 これにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」との声あり]

○議長(松原浩二君) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については、福祉 土木常任委員会に付託いたします。

#### 第6 議案第55号

○議長(松原浩二君) 日程第6、議案第55号 令和3年度岐南町一般会計補正予算に ついてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番(後藤友紀君) 5番議員、後藤でございます。議案第55号 令和3年度岐南町 一般会計補正予算について質疑させていただきます。

この中にある債務負担行為の補正についての質疑ですが、町では今年度、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業の運営について委託期間の終了に伴い現在公募型プロポーザルが実施されております。スケジュールからは一次審査は終了していると認識をしております。この債務負担行為の補正については、債務負担行為の上限を示すものでありますが、プロポーザルの要綱をつくるのに根拠となるものだと考えられますが、今12月議会の上程となった理由をお尋ねをいたします。

- ○議長(松原浩二君) 小関久志福祉部長。
- ○福祉部長(小関久志君) 議案第55号 岐南町一般会計補正予算における債務負担行 為に係るご質問で、学童保育運営に係る債務負担行為について、なぜ12月補正にて出 されて、10月補正に間に合わなかったかという内容のことについてお答えを申し上げ ます。

債務負担行為を行うに当たりまして、学童保育運営に係る事業費の積算について十分に精査する必要がございます。事業費の積算に当たっては、通常保育、長期休暇等、利用時期に応じた学童保育の人数を推計する必要がございます。今回、債務負担行為に係る学童保育運営費にあくまでも平常時の積算ではあるものの、今期の学童保育利用実績につきましては、コロナ禍におけるそれであることでございますから、利用人数の推計をどのようにするか、懸案事項となっておりました。さらに、今年8月には1日に10人を超えるコロナウイルス感染者が発生したことなどから、この時期に学童保育の利用者、特に秋休みの利用者の積算につきましては、昨年度もコロナ禍で実施できず実績がなく、今年度は10月4日から10月8日までの秋休みでございましたが、利用者の27%に当たる84人の方がコロナ感染を危惧して事前に利用を取りやめるなど、積算していた利用人数を改めて見直しする必要がございました。そうしたことから、修正作業に思わぬ時間がかかってしまい、遅れたものでございまして、誠に申し訳ないと思っております。

以上でございます。

- ○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。7番 櫻井 明議員。
- ○7番(櫻井 明君) 7番 櫻井です。議長のお許しをいただきましたので、3点お尋ねいたします。

まず、最初に1番目は、先ほどの後藤議員と重複するところがございますので、ご 連絡したうちの1つだけお尋ねいたします。 このプロポーザルの現在の進捗状況と今後の計画をお尋ねいたします。

それから、今部長のほうから、なぜ12月のこの機会になったかということで、人数等の把握が難しかったとお察しする内容が出てまいりましたが、この見積もりの上限を見ますと、4年度、5年度、6年度とか、それぞれの小学校について全て同額でうたわれております。これがどのようにここに反映されているのかを知りたいということ。

それと、またこの件に関してもう一つは、同様の当該案件ですね、これについて前 3年からどのような金額だったのか、ちょっと教えてください。忘れました。

それと、その結果、どのような内容で今を終えようとしているのか、その辺をお聞かせください。

それから2つ目、あと1つにします。歳出額のうちのふるさと納税業務委託2,541 万5,000円とうたってございますが、これの詳細をお聞かせください。

以上です。

- ○議長(松原浩二君) 小関久志福祉部長。
- ○福祉部長(小関久志君) 櫻井議員のプロポーザルに関してのご質問にお答えをさせていただきます。

審査委員会の皆様のご都合の調整の結果、一次審査を11月中旬に当初予定をしておりましたが、12月2日に実施をいたしました。そのため、その後の予定は後ろ倒しになっておりまして、二次審査を12月上旬頃としておりましたが、12月13日に予定をいたしております。その後、審査結果を町長に報告した後、12月下旬頃に審査結果の通知をプロポーザルの参加表明者に送付し、審査の結果、受注候補となった事業の契約の交渉に移りますが、契約の実際の交渉につきましては、最終的には翌年の1月上旬を予定いたしております。

それから、先ほどの債務負担行為の同額が3年間となっておるということでございますが、こちらのほうはあくまでも平均をして通年で3年間行けるということで、3年間の平均として3年を掛けております。

それから、債務負担行為の1億6,000万円の詳細のほうでございますが、直接に学 童保育に当たる支援員等の人件費と、それから現在事務員が兼務でも当たることも可 能としています管理係員に対する相当する経費合わせて約1億4,300万円、そして消 耗品、おやつ代、携帯電話使用料など事務費約1,700万円を一応上限額として設定さ せていただいております。

以前の3年間、現在までの3年間ですが、こちらのほうの債務負担行為の金額は1億5,000万円でございました。それから、その相当額は、人件費相当額が1億3,400万

円、事務費のほうは約1,600万円でございまして、実際の契約の額は3年間で1億4,051万3,000円ということで業者と契約をいたしておりますが、詳細の中身の相当額については、こちらのほうからお尋ね等、確認はいたしてありませんので、それは事業者側の使い方によってどのように使われているかということで、こちらのほうでは分かりかねます。

以上でございます。

- ○議長(松原浩二君) 傍島敬隆総務部長。
- ○総務部長(傍島敬隆君) 櫻井議員の議案第55号 岐南町一般会計補正予算についての2番目のご質問、ふるさと納税業務委託料2,541万5,000円の詳細についてお答えいたします。

当初予算におきましては、ふるさと納税の歳入として1億円を見込んでおりましたが、当町に対し全国から多くの方に寄附をいただいていることに鑑み、令和3年度の歳入額が1億5,000万円になると見込みをいたしました。

それに伴い歳出といたしまして、返礼品等そのものの費用や、それら返礼品等を寄附者の方々に送るために係る経費、これらにつきまして事業を代行している委託業者に対する委託料が2,541万5,000円でございますが、その詳細につきましては、委託業者であるさとふる等事業業務代行委託料としまして712万8,000円、寄附の受領書の発行手数料38万7,000円、返礼品代1,425万円、返礼品の送料といたしまして365万円等を増額するものであります。合計で2,541万5,000円でございます。

なお、総務省が定める基準におきまして、歳入である寄附額に対し歳出である返礼 品等及びその経費にはその半分の50%までとされておりますので、合計しまして1億 5,000万円の半分程度の7,500万円程度になるということを見込んでおります。

以上でございます。

○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、質疑させていただきま す。

今、福祉部長のほうから人件費が3年間で1億4,000万円ぐらいだというようなお話をいただきましたが、この学童保育は需要性が非常に今後も高まってくるような状況でもございますので、何も反対するつもりはございませんが、中身が問題なんですね。この中身の中でやはり職場改善の中で、臨時で雇われているのか、正なのか分かりませんが、そういう人たちに対してのやはり内容がどのようになっておるかということが大事であって、非常に過度な労働によって人材不足が発生しておるという可能

性もありますので、そういうことも踏まえながらこの学童保育に対しての会計が、社会福祉法人になりますといろいろな事業をやっておりますので、ざっくりとこれだけのお金をかけて本当に子供たちのために使っておるかということがこれ大事でございます。例えば、ほかの事業をやっておったら、ほかのほうへ金が回っておらへんかとか、そういうようなこともありますで、それの監査というものをどのようにしっかりと町としてはチェックしておるのか、そこも踏まえながら、小関福祉部長のご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(松原浩二君) 小関久志福祉部長。
- ○福祉部長(小関久志君) 岩田議員の質疑の中で学童保育の質をいかにして担保していくかという部分が一番問題になっていると思うんですけど、その部分で児童の発達や特性に関する研修など、支援員の専門性の向上を目的とした研修を定期的に実施する等、支援員の専門的な知識の向上に努めること等の契約を今後していくことになりますが、あと実際の支援員がちゃんと配置されておるかということは、タイムカードとかそういうことで実際に現在も確認しておりますので、その辺のちゃんとそこについておるかということは確認いたしております。

ただ、法人全体としての費用につきましては、どの部分でどのくらい使われている かということは、そちらのほうまでは確認いたしておりませんので、今後の検討課題 として、そこまでできるのかどうかも含めまして検討課題とさせていただきますので、 よろしくお願いします。

- ○議長(松原浩二君) 10番 岩田晴義議員。
- ○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただき ます。

先ほど小関福祉部長のほうから言われる検討課題、これ一番逃げやすい言葉なんや ね。検討、検討した結果、やらなんだよというようなことではあきませんので、検討 じゃなくしてやりますというふうでお願いしたいと思います。

○議長(松原浩二君) ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

- ○議長(松原浩二君) 休憩を終わり、会議を再開いたします。 小関久志福祉部長。
- ○福祉部長(小関久志君) 岩田議員のご質問なんですが、学童保育はあくまでも岐南

町からの委託事業でございますので、その委託行為が正しくやられておるかということでその内容を確認することはこちらのほうで現在もさせてもらっておりますし、今後もそういった状況になれば確認をいたしますが、法人の経営の中身まではこちらのほうで権限があるのかどうかも含めて、県のほうが社会福祉法人を監査される立場でございますので、その会計が全く別になっているかどうかも分かりませんので、その辺は確認させていただきたいという意味で検討しますということで申し上げたということでございます。お願いします。

○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これを もって質疑を終結いたします。

これより討論を許します。討論はありませんか。

## (討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。 これより採決します。議案第55号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

# (賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第55号 令和3年度岐南一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

#### 第7 議案第56号

○議長(松原浩二君) 日程第7、議案第56号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会 計補正予算についてを議題とします。

#### (議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

#### (質 疑 な し)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論を許します。討論はありませんか。

# (討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。 これより採決します。議案第56号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

# (賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第56号 令和3年度岐南町 国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

#### 第8 議案第57号

○議長(松原浩二君) 日程第8、議案第57号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補 正予算についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより 質疑を許します。質疑はありませんか。

## (質疑なし)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論を許します。討論はありませんか。

# (討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。 これより採決します。議案第57号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

# (賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第57号 令和3年度岐南町 介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

散会

○議長(松原浩二君) 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。 明日から12月15日までの9日間は議事の都合により休会とし、12月16日午前10時より会議を開きます。

午前10時51分 散会

**───** 

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長 松原浩二

岐南町議会議員 松本暁大

岐南町議会議員 三 宅 祐 司